

大阪市建設局管理部路政課  
路上違反物件担当課長  
提出資料

---

## 大阪市の道路管理の適正化について

大阪市建設局管理部路上違反物件担当：斉藤

- ・市内の市道、府道、国道の指定区間外部分の約 3,800 kmを管理
- ・大部分が古くから発達した「都心部」であり土地の高度利用も進み、経済活動（商店街も発達）も活発である
- ・道路区域内も多くの電柱等の地上の物件や埋設物も含めて多くの占用物件が設置されているとともに、結果的に商品のはみ出しや、中には建物の一部も含めた不正使用、不法占拠物件が存在し、その対応に苦慮している

### ◎不法占拠対策

#### ○家屋・屋台等

小規模不占として、塀や建物の一部が道路にはみ出している事例は、約 300 件。そのほとんどは、戦後の早い時期に発生したもの。

特に通行に支障となるもの、悪質なものについては、是正指導・監督処分・行政代執行又は訴訟による対応を行っている。

### ◎不正使用対策

#### ○突出看板・日よけの適正化事業

平成元年から 15 年にかけて、各行政区に重点路線を設定し、許可申請をうながす事業に取り組んできたが、許可申請を提出した者としなかった者、許可申請になじまい物件等との不公平感から、十分な取り組みとならなかったことから、現在は「ゆめまち」等の市民協働による取り組みにより、道路利用のルールを理解頂いた上で、自主的な改善を求めている。

#### ○ゆめまちロード O S A K A

平成 18 年から市民協働手法による取り組みとして、道路の適正使用と美化に向け「放置自転車対策」「違反広告物対策」「ポイ捨て防止対策」の啓発活動を同時に実施する事業を実施している。現在、市内 8 地区で実施しており、参加団体は、地域住民や地域ボランティア・関係行政機関・商店会・鉄道事業者・学校等。

#### ○違反広告物の広告主に対する指導・規制

平成 19 年に屋外広告物条例を改正し、設置者・管理者だけでなく、広告主へも責任を求めてきた。重点路線（約 80 km）を設定して、職員によ

る実態調査を実施し、違反掲出件数の多い広告主に勧告文書を送付して、各店舗への是正指導を求めている。

○「かたづけ・たい」

平成14年度から、市民ボランティアによる路上違反簡易広告物撤去活動員制度を設け、はり紙・立看板・広告旗などの違反簡易広告物を撤去してもらっている。現在、222団体・4,610名の登録がある。撤去実績は平成15年度約116万枚、平成22年度は約5万枚。

※課題

- ・効果的なペナルティーの創設
- ・代執行要件の緩和
- ・特例的な占用許可条件の検討

(参考)

◎放置自転車対策

○サイクルサポーター制度

平成17年に市民ボランティアによる放置自転車啓発指導員制度を設け、自転車駐輪場への誘導・放置自転車の整理など、適正な自転車利用の啓発・指導を行ってもらっている。

現在、116団体・1856名の登録がある。

○自転車利用適正化事業「D○!プラン」

放置自転車問題の解決に向けて市民協働による取り組みを行っている。

平成20年から3年間のトライアル期間を経て、23年度から市内24行政区で、地域住民や関係機関による協議会を設置し、地域問題である放置自転車対策の効果的実施に向けた取り組みを進めている。

○児童絵画による放置自転車禁止の路面シート

放置自転車禁止の路面シートに小学生から募集した絵画を転写し、路面に貼付することにより、自転車利用者に対するマナー意識の向上や放置しにくい雰囲気作りを推進している。

22年度：港区（弁天町駅・朝潮橋駅）

23年度：北区（天神橋筋6丁目）、中央区（淀屋橋駅）、浪速区（JR難波駅）

# 「ゆめまちロードOSAKA」“みんなで考え、行動する” 道路を正しく利用する事業

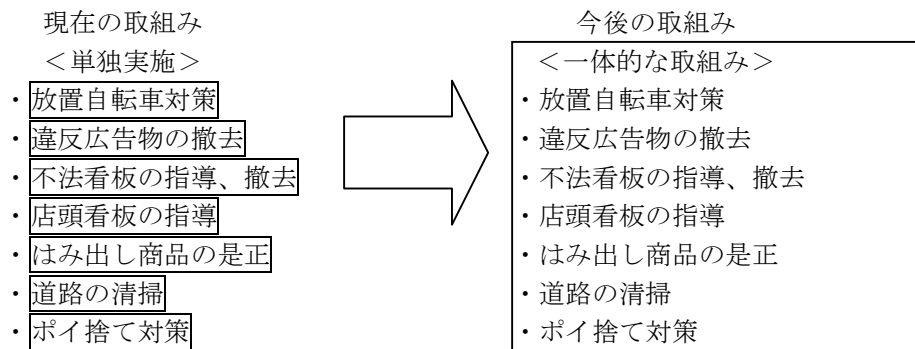
建設局  
市民局  
環境局

大阪市では、道路を適正に維持管理していくため、「放置自転車対策」「道路不正使用対策」「違反広告物対策」や道路清掃をはじめとする「ごみのポイ捨て防止対策」など、道路の適正利用、まちの美化に向けた各種対策を各担当課ごとに個別に進めてきました。

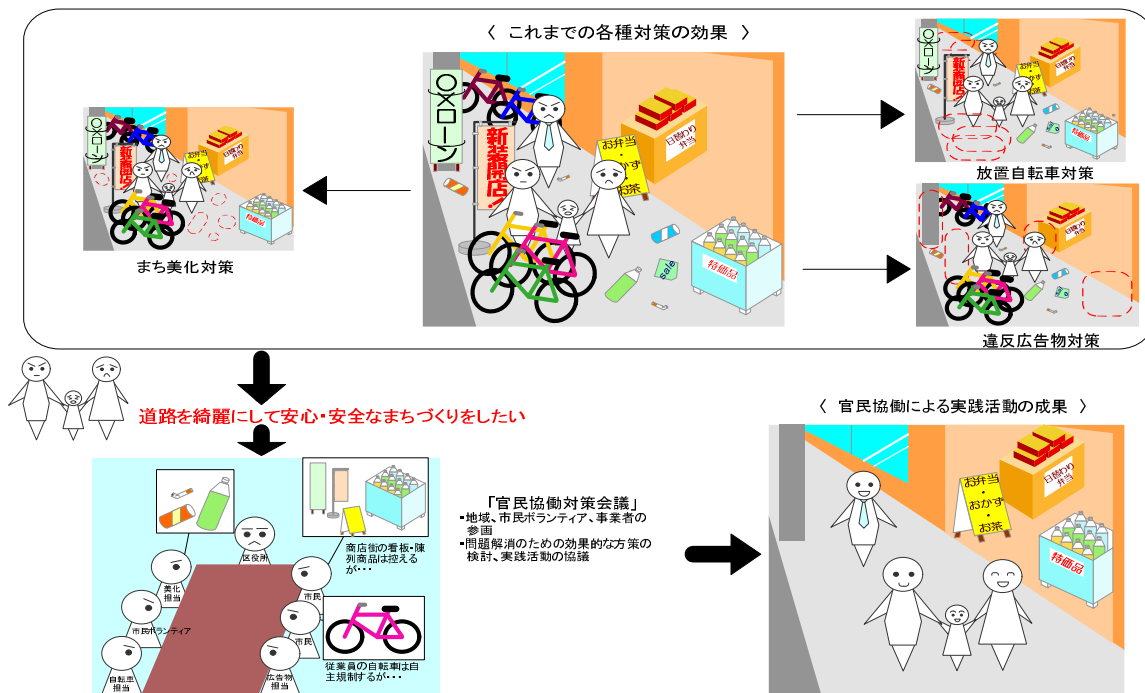
本事業“ゆめまちロードOSAKA”は、地域の問題改善に積極的な地域住民と関係機関が連携し、より効果的に各種対策を推進していくためのシステムとして平成18年に発足しました。

「道路をきれいにして安心・安全なまちづくりをしたい」と願う地域住民・市民ボランティア・事業者・行政が、同じテーブルを囲んで問題を整理し、対策を考える。さらに、それぞれの役割を分担して市民協働手法を用いて実践していく事業です。

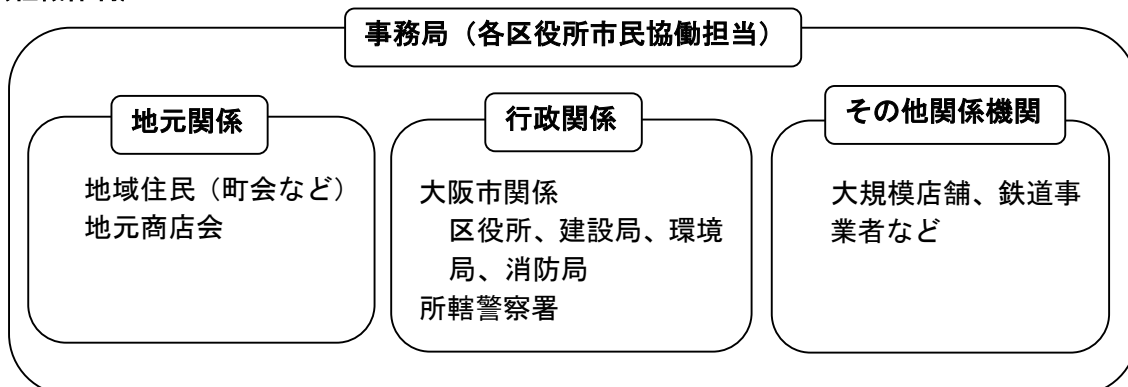
## ＜事業イメージ＞



“みんなで考え、行動する”道路を正しく利用する事業 (愛称:ゆめまちロードOSAKA)



## ＜組織体制＞



## 違反簡易広告物対策について

### 大阪市内の違反広告物除却実績

年度	18	19	20	21	22
撤去枚数	544,887	430,724	572,277	516,654	317,909

### 平成 22 年度違反広告物除却結果

区 分		延べ人数 (人)	はり紙 (枚)	立看板・はり札等 (枚)	計 (枚)	実施距離 (km)
直営（工営所）		4,926	89,347	17,038	106,385	17,784.3
共同 （関西電力・NTT 西日本）		1,857	31,365	5,096	36,461	9,424.8
地域安全対策（区役所）		—	27,583	0	27,583	—
業者委託		853	72,099	6,345	78,444	3,917.6
施設 管理 者	関西電力	1,014	18,084	673	18,757	4,561.2
	大阪国道事務所	—	103	185	288	230.2
かたづけ・たい ※		—	42,332	7,659	49,991	—
合 計		8,650	280,913	36,996	317,909	35,918.1

※ 「かたづけ・たい」団体数、活動員数（平成 22 年 5 月 1 日現在）

244 団体（うち法人 29 団体）、4,867 名（うち法人 905 名）

### 平成 21 年度

区 分		延べ人数 (人)	はり紙 (枚)	立看板・はり札等 (枚)	計 (枚)	実施距離 (km)
直営（工営所）		7,780	214,767	22,872	237,639	24,738.7
共同 （関西電力・NTT 西日本）		1,945	55,768	5,289	61,057	10,154.4
地域安全対策（区役所）		—	44,770	0	44,770	—
業者委託		1,477	71,564	13,509	85,073	4,040.8
施設 管理 者	関西電力	1,019	21,378	519	21,897	3,693.7
	大阪国道事務所	—	3,381	735	4,116	847.2
かたづけ・たい ※		—	55,207	6,895	62,102	—
合 計		12,221	466,835	49,819	516,654	43,474.8

※ 「かたづけ・たい」団体数、活動員数（平成 21 年 5 月 1 日現在）

256 団体（うち法人 30 団体）、4,968 名（うち法人 924 名）

## 《路上違反簡易広告物撤去活動員制度》

### 『かたづけ・たい』の概要



大阪市では、道路上にあふれるはり紙やのぼり旗などの違反簡易広告物を市民の皆さんが撤去できる制度（愛称：「かたづけ・たい」）を設けています。

これは、大阪市が道路上にあふれるはり紙、立看板、広告旗などの違反簡易広告物を市民の皆様にも撤去していただけるよう平成14年度から始まった制度です。

現在、市民団体、法人あわせて約220団体、約4,600名の登録があります。平成22年度約5万枚の違反簡易広告物が「かたづけ・たい」によって撤去されており、この数字は大阪市内で除却される総数の約16%を占めています。

#### 「かたづけ・たい」になるには

- ・ 市内に居住又は勤務される18歳以上の方、2名以上で構成された団体。  
住民団体だけでなく、企業等の法人も応募できます。
- ・ 法令等の講習会（1時間程度）を受講していただきます。

#### 「かたづけ・たい」の活動とは

- ・ 活動は無償でお願いするボランティア活動です。
- ・ 法令上の撤去要件を満たしている道路上の違反簡易広告物で、一般商業広告物を撤去していただきます。（政治活動等を目的とした広告物は本市が対処します。）
- ・ 活動は必ず2名以上で、本市が交付する活動員証明書を携帯し、腕章を着用していただきます。
- ・ 活動に必要な道具（ニッパー、手袋、ゴミ袋等）を本市が提供します。
- ・ 活動中の事故に備えて、ボランティア保険に加入します。

#### 「かたづけ・たい」の活動状況

- ・ 団体数：220（内法人30）（平成24年3月1日現在）
- ・ 活動員数：4,963名（内法人924名）（平成24年3月1日現在）
- ・ 除去枚数：49,991枚（平成22年度実績）

○行政区別「市民団体」分布状況（平成24年3月1日現在）

行政区	団体数	活動員数	行政区	団体数	活動員数	行政区	団体数	活動員数
北区	11	229	天王寺区	6	26	城東区	6	77
都島区	2	13	浪速区	1	11	鶴見区	4	216
福島区	0	0	西淀川区	5	62	阿倍野区	10	235
此花区	2	24	淀川区	9	201	住之江区	13	334
中央区	24	574	東淀川区	13	96	住吉区	22	308
西区	2	52	東成区	7	91	東住吉区	9	332
港区	2	146	生野区	6	110	平野区	16	227
大正区	4	120	旭区	6	56	西成区	8	163

# 児童絵画による路面シート

